

令和6年度

社会福祉法人伯和会
事業計画書(案)

社会福祉法人 伯和会

法人本部

令和6年度 社会福祉法人伯和会 事業計画

I 基本的事項

《基本理念》

法人の信条である「奉仕・博愛・寛容」に基づく介護サービスを信条とし、全職員と全利用者の物心両面の幸福を追求し社会福祉の発展を目指す。

サービス各所を利用することで、今までの生活習慣や個人の意思を大切に自己決定、自己選択、残存能力の活用を図り入居者本人が自立した質の高い生活が送れるよう支援に努める。

II 経営組織のガバナンスの強化

- 1 理事会 ⇒ 財務諸表や業務執行などの適切な公表に努める。
- 2 評議員会 ⇒ 法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う。
- 3 監事 ⇒ 法人の業務監督及び財務諸表の一層の適正化と透明性の強化を図る。

III 事業運営の透明性の向上

- 1 財務諸表・現況報告書等の公表
→財務諸表・現況報告書等の設置・閲覧や公表を適切に行い、法人運営の透明性の確保を図る。(ホームページにて一般者向けに掲載)
- 2 役員報酬基準の公表
→事業運営を明確化し役員報酬基準を公表する。

IV 財務規律の強化

- 1 社会福祉充実残額の明確化
→会計年度ごとに控除対象財産、社会福祉充実残額を明確化する。
- 2 社会福祉充実計画の作成と実施
→社会福祉充実残額が発生した場合、法人が策定する社会福祉充実計画を作成し確実な実施を図る。
- 3 公認会計士による外部指導監査
→外部監査により適正な財務管理を行う。

V 地域公益活動の実施

- 1 地域公益活動の検討と具体化
→地域の独居高齢者、障害者、経済的に困窮する者等を支援する。福祉ニーズに対応するサービスの構築を検討し、実現に向け努力する。

VI 事業収入の安定的確保

- 1 稼働率の向上や各種加算の確保などにより事業収入の安定を図る。
→各種相談に柔軟に対応し満床を目指す。新設される加算も含め取得できるよう検討する。
- 2 財務管理の強化と経費削減
→予算管理の徹底や財務管理体制の強化を図るとともに、全職員に経費節減の意識づけを行う。また、経費削減について見直し圧縮を図る。
- 3 補助金、助成金の活用
→各省庁はじめ、県や自治体で出ている補助金や助成金について、該当するものは検討し、できる限り活用する。

VII 人材確保と育成

- 1 利用者の人権人格の尊重
→日常的な接遇点検や、内外研修への積極的な参加を促し、個々の人権意識を高めるとともに制度や知識を深める。
- 2 各委員会活動の推進
→委員会を通してサービスの質の向上の為の取り組みを推進する。
- 3 各研修による学びの場の提供
→利用者、職員にとって、知識、技術を学び、深めることでより安全で安楽な介護を目指す。また、福祉機器・ICT機器について学び活用できるようにする。
- 4 サービス評価の実施
→CSの定期的実施や第三者評価の受審を検討し、サービスの点検と改善を図る。
- 5 人材の確保
→学校への訪問や情報提供、ハローワークとの連携を行い、採用に繋げる。

VIII 組織の活性化

- 1 職員の労働環境の整備
→職員の処遇改善や職場環境の整備に努め、職員がいきいきと働く事を目指す。年次有給休暇取得、育児休暇取得等推進、環境整備のための5S推進。
- 2 人事考課制度の導入とキャリアパスの構築
→人事考課制度の定着や適切な運用を通して、個々のレベルアップと組織の活性化を図る。
- 3 職員の満足度調査等の実施
→ストレスチェック等の実施、その他、必要に応じ、産業医面談などを行い、ワークライフバランスの乱れや体調不良の継続などでの離職を防止する。
- 4 ICTの積極的活用
→利用者支援の充実や業務効率化推進のため、ICT機器導入・活用を模索する。

IX 危機管理の強化

1 コンプライアンス体制の強化

→内部牽引体制の強化や情報管理の徹底、各種法令や基準を遵守し、法人としての信頼性を向上させる。各ハラスメントに対し、

2 危機管理の強化

→リスクマネジメント教育を強化し、安全、安心な体制を構築する。防災対策の定期的見直しと訓練の実施。

3 災害等発生時のBCP策定と運用

→地域性や防災マップから、想定されるリスクに対し訓練を実施する。また、ソフトを活用し職員との連絡、連携の強化を図る。

X 理事会・評議員会開催日程（予定）

1 令和6年度第1回理事会 → 令和6年 6月 7日（水）

2 令和6年度第1回評議員会 → 令和6年 6月 23日（金）

3 令和6年度第2回理事会 → 令和6年 11月 17日（金）

4 令和6年度第3回理事会 → 令和7年 3月 15日（金）

令和6年度

特別養護老人ホームえんじゅ
事業計画書(案)

社会福祉法人 伯和会

特別養護老人ホーム えんじゅ

令和6年度特別養護老人ホームえんじゅ施設運営方針

I. 施設サービス向上のために

- 1、法人の信条である「 奉仕 ・ 博愛 ・ 寛容 」を基本とし、えんじゅ理念「笑顔で明るく、元気良く、優しさを持って接します」「心地良い生活と環境を提供します」「自由で楽しい暮らしを目指します」の3つの柱をもとに、ご入居者それぞれのニーズに合った施設サービス計画書（ケアプラン）を作成し、今までの生活習慣や個人の意思を大切にするとともに、自己決定、自己選択や残存能力の活用を図ることで、少しでも自立した質の高い生活が送れるよう支援に努めます。
- 2、介護給付対象サービスとして、入居者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話を提供します。
- 3、社会福祉法人制度改革、費用負担の公平化、介護保険の改定など施設運営が大きく変化している情勢に対応する為、施設運営における課題、問題点の把握、検証と改善に向けた実践に取り組み、安定した運営と魅力ある施設作りに努めます。また、社会に対し社会福祉法人として求められていることを一つずつ実践していくよう努めます。加えて、職員の自己研鑽による一人一人の質の向上と、地域住民として共に暮らすことを視点とした開かれた施設を目標として、安らぎのある地域社会を作り出せるような施設運営を行います。

《特別養護老人ホームえんじゅ 理念》

- ・笑顔で明るく、元気良く、優しさを持って接します。
(笑顔で優しい声掛けを行います)
- ・心地良い生活と環境を提供します。
(清潔保持に努めます)
- ・自由で楽しい暮らしを目指します。
(自己決定を尊重します)

《ワーカー心得》

- ・相手の立場になって物事を考えます。
- ・何故、どうしての問題意識を持ちます。
- ・分からないことはすぐ聞きます。
- ・積極的に行動します。
- ・情報を共有します。

II. 在宅福祉サービスの向上のために

1. 各関係機関との協力体制を図ります。
2. 施設においてボランティアの育成と拡充を行い、福祉の意識高揚に努めます。
3. 地域に支えられた施設であるとの認識を持ち、専門的な働きかけに努めます。
4. 在宅福祉の充実の為に施設の資源を提供し、地域との交流を積極的に推進します。
5. 短期入所事業を行うと共に各種福祉サービスの利用方法について啓蒙します。

III. 職員が安心して働けるために

1. 働きやすい職場作りと、勤労意欲の向上を図ります。
2. 給与充実の為、介護給付費の処遇改善加算等について「加算Ⅰ」が継続できるよう、体制の整備を行います。
3. 職員健康診断を実施するとともに、日々、職員の健康管理に努めます。

IV. 適正な事務の遂行

適正な施設運営を実施するために

1. 各種規定に基づいた事務を実践します。
2. 予算の適正な管理及び執行をします。
3. 業務の効率化を図ります。
4. 職種間の連絡、周知を徹底します。

V. 施設設備・備品の保全・改修

1. 施設の修繕や機器の更新等整備
開設から 27 年を迎え、建物の壁、配管、床などの修繕が必要となっており、計画的な修繕を行っていきます。
2. 介護用品・その他備品の整備
車椅子に関して、入居者の介護事故防止及び、職員の腰痛予防の観点から、アームサポート跳ね上げ、フットサポートスイングアウトが可能な車椅子への入れ替えを順次実施します。マットレスに関しては、入居者の高齢化・重度化に伴い褥瘡リスクが高まっていることから、エアマット・耐圧分散マットの需要が高まっており、リース又は購入で必要数の確保に努めます。その他、自立支援を促進するための補助柵・低床ベッド等の整備及び、職員の腰痛対策に繋がる福祉用具の整備も進めていきます。

VI. 安定的経営基盤の確保のために

1. 安定した収入の確保に努めます。
 - ・事前実態調査を適宜実施することで入退居による空床期間を少なくし、一定期間内で円滑に入退居が行えるようにします。
 - ・水光熱費、備品等の管理及び、水光熱費の節約を意識し経費節減を図ります。
 - ・各種加算の整備を行い、取得できるように努めます。
2. 施設の設備・備品等の更新・改善を行います。
 - ・入居者の重度化に伴い、各種福祉用具等備品の整備を行うと共に、状態に合わせた用具の購入を検討します。
3. 人材の確保に努めます。
 - ・県内に留まらず、県外にも採用範囲を広げ、人材の確保に努めます。
 - ・ハローワークへの情報提供、集団面接会への参加を積極的に行います。
 - ・キャリアパス制度の構築、研修制度などの整備を行い、知識、技術の習得が行えるようにします。
4. BCP（事業継続計画）の策定と訓練
 - ・非常災害時（地震、火災、噴火等）や、感染症などの発生による有事を想定し非常時の入居者、職員が安全に行動し避難が行えるように努めます。また、SNSを活用した連絡体制の構築も進めます。速やかな復旧と事業存続ができるよう、えんじゅの現状に即したマニュアルの策定、設備や備品の確保、バックアップ体制等の構築を進めると共に、法廷に基づいて研修や訓練を計画・実施します。
5. ICT（情報通信技術）の導入
 - ・行政提出文書作成の効率化、エビデンスに基づく介護サービス提供、生産性の向上、働きやすい環境作り、介護業界のイメージ刷新等の理由から、厚生労働省も介護現場のICT化を進めています。当施設においても、現場の状況を踏まえながらICT化を進めており、Wi-Fi環境の構築、インカム・見守り機器の導入を終えたので、活用するための研修を行います。

VII. 人材育成ならびに業務改善に向けた取り組み

1. 現在の業務内容についての再確認（手順書の作成とマニュアル見直しの実施）を行う事で業務の見える化・情報の共有を図り、業務の標準化・統一化を進めていきます。
2. 計画的な研修・勉強会の実施により、豊かな人間性の構築と、資質向上を目指します。また、令和5年度内に、骨折を伴う介護事故が5件発生したことに伴い、介護事故防止に向けた取り組みを強化します。

3. 『伯和会と職員の皆さんとの約束事（クレド）』と『伯和会職員の「自分ルール」』に記載されている内容を職員が意識的に実践できるように働きかけ、職員誰もが笑顔で気持ちよく働ける環境づくりを進めていきます。

令和6年度施設援助方針

I. 日常生活介護

施設サービスは、ご入居者一人ひとりの施設サービス計画に基づいて提供します。ご入居者の意思を尊重し、自立支援を念頭に、個々のニーズに沿った支援に努めます。ご入居者の変化しやすい心身状況や日々変化する日常に合わせて、適切なサービスの提供に努めます。

<重点支援>

1. 食事

食事は、原則的に食堂で顔を合わせて召し上がっていただきます。管理栄養士による栄養ケア計画を作成し、ご入居者の健康状態を多角的に評価し、食からの健康維持・意欲向上を図れる事を目標に食事提供を実施します。その時の心身状態、摂取量等を見ながら必要な対応を行うとともに、最後までできる限り口から摂取できることを目標に努めます。

2. 移動、移乗、体位変換

移動・移乗は安全性を十分考慮しつつ、ご入居者の心身状況をアセスメントしてベストな方法で行えるようにします。また、看取り対応も増えていることから褥瘡（床ずれ）を防止するため、評価シートを活用し適切な用具対応が行えるように努めます。ご入居者ごとの最適な移動・移乗および体位変換介助方法を、すべての職員が同じ方法で介助できるようにします。

3. 口腔衛生

夕食後に口腔ケアを実施し、その他口腔内トラブルのリスクが高い方や体調不良者、看取り期に入った方に関しては、都度口腔ケアを実施します。口腔衛生は、ご入居者の健康増進・維持・誤嚥性肺炎予防などに不可欠であるため、嘱託の歯科医師等の協力を得て、ご入居者の口腔衛生介助の充実を図ります。

4. 日常の健康管理

ご入居者の健康状態の細かな観察に努め、嘱託医および協力病院への連絡、職員間の情報交換を図りながら、健康維持に努めます。また、月4回、主治医（内科医）が来診する他、月に1回、精神科医が来診します。定期健康診断は年に1回実施します。体重測定、体温・血圧・脈拍等の測定を実施し、体調の変化について早期発見に努めます。

5. 医療機関との連携

協力医療機関やご入居者の主治医との連携を密にし、日常の健康管理について適切な指示を得るとともに、緊急時の受け入れ先を確保します。（救急車を利用する場合、他の医療機関へ搬送される場合もあります。）

6. 夜間緊急時の対応

看護職員が不在になる夜間・早朝帯のご入居者の容態の急変に待機の看護師が対応します（オンコール体制）。入居者逝去時の医師による死亡診断に関しては、身元引受人が遠方であったり、成年後見人が身元引受人になっているため、深夜帯に家族が駆け付ける事が難しいケースも増えていることから、対応について検討します。

7. 感染症等の予防

コロナウイルス感染症は5類へ移行しましたが、施設内における感染対策は継続し、感染予防に努めていきます。外部からの受け入れ・面会対応等について、世相を踏まえながら嘱託医と協議し、適宜対応を検討していきます。また、ご来所者や職員に対して、うがいや手洗いの励行、密を避けた生活様式の実践について周知に努めます。11月には、希望するご入居者に対してインフルエンザ予防接種を実施します。また、感染症対策のマニュアルについて、順次見直しを実施します。

8. 職員の健康管理

年1回の職員健康診断（夜勤を行う職員は年2回）を実施するとともに、日々、職員の健康管理に努めます。直接処遇の介護職員については、年に2回腰痛検査を実施します。また、年1回のストレスチェック実施により、精神衛生面での健康についても配慮します。加えて、健康診断・ストレスチェックの結果を踏まえた産業医面談も随時実施していきます。

令和6年度嘱託医・協力病院

令和6年2月1日現在

《嘱託医》

1、内科医

水野内科クリニック

水野圭司 先生 毎週月曜日 午後
水野友貴 先生

2、精神科医

仙南サナトリウム

渡辺吉彦 先生 毎月第四水曜日

3、リハビリテーション担当

柔道整復師

黒木雄大 先生 毎週水曜日

《協力病院》

1、刈田総合病院（白石市）

2、歯科医

広瀬歯科医院

廣瀬清憲 先生 随時

令和6年度防火、防災計画

避難が困難なご入居者が多い為、定期的な訓練を実施し、ご入居者及び職員に対し防火、防災意識の高揚と地域消防団、地域住民の協力体制を推進し確立します。

1. 非常災害対策計画に基づき、個別の防災対策の周知徹底に努めます。
2. 個別の避難方法を確立します。
3. 夜間及び休日の防災体制を確立します。
4. 消防設備器具、危険物施設の定期的な点検に努めます。
5. 災害時の非常食については、常時三日分を備蓄、保管します。
6. 緊急連絡網の確立を図ります。
7. 避難訓練実施計画（予定）

<避難訓練>

- | | |
|--------|--|
| 1、日時 | 令和6年6月中～下旬 午後（予定） |
| 2、目的 | 施設入居者の大半が障害を持ち、寝たきりや車椅子、杖などを使用しています。これらの特殊性を鑑み、災害に対応する為、えんじゅ併設施設の特別養護老人ホームみずきやケアハウスやまぶき・デイサービスセンター茶園及び白石市総合福祉センターとの共同防災により、通報、避難、誘導を行うことで、防災体制の確立を目的として行います。 |
| 3、訓練内容 | 放送訓練・消火訓練・避難誘導訓練・非常持ち出し訓練 |
| 4、出火時間 | 午後4時（予定） |
| 5、出火場所 | 特別養護老人ホームえんじゅ 地下ボイラー室 |
| 6、避難場所 | えんじゅ正面玄関前 |
| 7、職員構成 | 職員勤務中による訓練 |

<夜間想定避難訓練>

- | | |
|--------|---|
| 1、日時 | 令和6年11月中～下旬 午前（予定） |
| 2、目的 | 空気の乾燥が増し、火気の取り扱い機会も増える時期となる為、火災への注意を促し、より一層の防災予防の意識を高めることを目的とします。えんじゅ併設施設の特別養護老人ホームみずきやケアハウスやまぶき・デイサービスセンター茶園及び白石市総合福祉センターとの共同防災で実施し、通報、避難、誘導を行うことで、防災体制の確立を図ります。 |
| 3、訓練内容 | 放送訓練・消火訓練・避難誘導訓練・非常持ち出し訓練 |
| 4、出火時間 | 午後11時（想定） |
| 5、出火場所 | 特別養護老人ホームえんじゅ 地下ボイラー室 |
| 6、避難場所 | えんじゅ正面玄関前 |
| 7、職員構成 | 職員夜間勤務中（想定）による訓練 |

感染症における BCP 対策・自然災害における BCP 対策

2021年4月に施行された厚生労働省の「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」において、施行から3年後の2024年からBCP（事業継続計画）の策定および関連する研修や訓練の実施などが義務付けられことに伴い、定期的な訓練を実施します。

<BCP 策定における主な目的>

1. 被害を最小化し入居者の命を守る。
2. BCP 起点での経営の見直しを図る。
3. 日常的なトラブルへの対策。
4. 将来的な事業継続につながる。
5. 平時の事業存続・発展に。

<感染症における BCP 訓練>

- | | |
|--------|---|
| 1、日時 | 令和6年度中に2回実施 |
| 2、目的 | 感染症が発生した場合に備え、情報共有及び即時対応ができる体制の構築、感染者が発生した場合の対応、業務の優先順位の整理、職員確保等について、平時から周知・研修・訓練を行い、非常時の業務が円滑に行われるようにする。 |
| 3、訓練内容 | 感染症が発生した場合を想定した仮想訓練 |
| 4、職員構成 | 職員勤務中による訓練 |

<自然災害における BCP 訓練>

- | | |
|--------|---|
| 1、日時 | 令和6年度中に2回実施 |
| 2、目的 | 自然災害が発生した場合に備え、直後の避難・援助・消火等の方法、入居者・職員の安全確保、備蓄物資等について確認を行い、いかにして重要業務の継続や早期復旧を図るか訓練する。その際、従来の防災計画に加え、避難確保、介護事業の継続、地域貢献を加えて総合的に検討する。 |
| 3、訓練内容 | 災害が発生した場合を想定した仮想訓練 |
| 4、職員構成 | 職員勤務中による訓練 |

令和6年度 えんじゅ短期入所生活介護事業計画

短期入所生活介護事業方針

・短期入所の特徴の一つとして、在宅から施設、施設から在宅と環境が常に変化することが上げられ、生活状況が少なからず違う部分があります。利用前の在宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、利用者同士が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営めるということを念頭に置いて支援します。また、住み慣れた自宅や生活を共にされてきたご家族らと離れる事により、心理的負担というものがご利用者の皆様には大きいものと考え、一人ひとりと向き合い、そして寄り添い、個々のニーズにあった支援を行う事で安心、安全な生活を提供させていただきます。加えて、近隣の施設、地域の住民の方々とも協力し合い、緊急時も今まで以上に迅速に対応していきたいと思えます。

短期入所生活介護援助方針

- ① 短期入所生活介護の基本定員は10名で行い、居室も専用の居室を準備します（4人部屋2室、個室2室を使用）。その時々のご利用者の方々の身体状況、精神状況などを重要視しながら、安心かつ安全な、在宅と施設の生活が連続性のあるものとなるよう支援します。
- ② 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護含む）は、在宅での生活が可能な状態の方で、要介護度が要支援1から要介護5までの方が対象となります。但し、要介護度の利用限度範囲を超えた方については、実費利用と適切な対応により受け入れ対応します。
- ③ 施設サービス提供にあたり、ご利用者の皆様には介護支援専門員を中心とし、ご利用者の皆様の在宅ケアプランに添った施設ケアプランを作成します。食事、入浴、排泄などその方に合った形でのサービス提供に努めます。また、入所時より、バイタルチェックを行うと共に自宅における状況、変化、必要な処置等の有無など確認し、ご利用者の皆様の健康管理に留意します。
- ④ 日常生活支援については、一人ひとりの利用者の方々に併せた余暇時間を通しての協同作成物の一連の作業～掲示、レクリエーションの実施、季節に応じた行事の開催、手作り昼食会の開催など、個人の持つ潜在能力に働きかける支援内容にて、意味のある個人の存在の理解、役割のある日常を心がけ支援します。
- ⑤ 長期ベッド空床時は、ニーズに応じて空きベッドを活用し、稼働率アップにつなげます。
- ⑥ 退所時においては、短期入所生活介護利用中における生活の様子をお伝えし、在宅へ帰宅したからの生活が継続出来る様に支援します。

令和6年度年間研修計画書

No.	研修名	研修時期	研修場所	参加予定者
1	倫理・マナー研修①	4月	内部研修	えんじゅ職員
2	虐待防止と身体拘束排除に関する研修①	5月	内部研修	えんじゅ職員
3	リスクマネジメント研修①	6月	内部研修	えんじゅ職員
4	感染対策についての研修①	7月	内部研修	えんじゅ職員
5	認知症ケア研修	8月	内部研修	えんじゅ職員
6	急変時対応・医療研修	9月	内部研修	えんじゅ職員
7	ターミナルケアとメンタルケア研修	10月	内部研修	えんじゅ職員
8	感染対策についての研修②	11月	内部研修	えんじゅ職員
9	マナー研修②、プライバシーポリシー	12月	内部研修	えんじゅ職員
10	虐待防止と身体拘束排除に関する研修②	1月	内部研修	えんじゅ職員
11	緊急時・災害対策時の対応に関する研修	2月	内部研修	えんじゅ職員
12	リスクマネジメント研修②	3月	内部研修	えんじゅ職員

※上記研修、上記以外の研修ともに、

外部研修案内が届いた際は適宜参加していきます。

令和6年度
特別養護老人ホームみずき
事業計画書(案)

社会福祉法人 伯和会

特別養護老人ホームみずき

施設基本理念

「愛をもって心を込めて安心できる当たり前の暮らしが送れるよう支援します」のもとユニットケアとしてご入居者の個々の状態・生活リズムに合わせたケアを確立し他職種との連携を密に深めることで個別性の高い、手厚いサービスを提供していきます。

施設運営方針

・安定した施設運営

定員 30 名。介護報酬の中で人件費が増大する上、光熱費の高騰に少しでも対応する為、入退居時の空床期間の削減、入院者を出さない為の健康管理、加算の取得、経費の削減に努めます。

施設内設備の交換、外部への業務委託にて備品修理費等の削減を行います。

(1)施設整備計画

問題発生が予測される箇所及び水周り等の点検を行い、計画的に整備を実施します。(外回り・エアコン・食洗器・冷蔵庫・ナースコール修繕等)

(2)備品・設備整備計画

(i) 介護機器、レクリエーション等に必要な備品を整備・入れ替え・補充をおこないます。
(ベッド、マットレス、エアマット、リクライニング型車いす等)

※令和 6 年度においては、車椅子の導入を予定しています。

(ii) 消防設備については年 2 回の専門業者による定期点検の実施と、不備箇所が確認された際は早期の修理・更新実施により、安全対策を徹底します。

(iii) 車両の法定定期点検のほか、日常のエンジンオイル交換やタイヤ点検などを励行し、必要があれば適切に修理・交換を実施し、常に安全に運行出来るように備えます。

(iv) 各ユニットの備品を適切に管理し、使用に耐えなくなったものについては速やかに処分し、適切に入れ替え等をおこないます。(ソファ・テレビ・炊飯器等)

(v) 前各項のほか、建物内外のおよび周辺環境の整備、修繕、点検を定期的に行い安全・衛生の確保に努めます。

・人材育成と離職防止

現職員の育成と離職防止が必須と考えます。

外部研修への積極的な参加等を通じて、意識改革や向上心のボトムアップを図り、誇りを持てる職場づくりに努めます。

ICT を活用し、職員の負担軽減や業務効率化を図ります。

(i) 年 1 回 の健康診断及び生活習慣病・予防健診を実施します。

(ii) 看護職員及び介護職員には年 2 回の腰痛診断を実施します。

- (iii) 管理者、役席者による個人面談を随時行い、きめ細やかな意思疎通を図ります。
- (iv) 年間研修に基づいて、県及び県老人福祉施設協議会、県社会福祉協議会等が実施する施設従事者への各種研修・講習会に参加すると共に施設内においても接遇、虐待、介護技術等の研修を実施して職員の資質の向上を図ります。とくに介護技術に関しては、安全で、利用者・職員双方の負担の少ないケアの実現を目指します。

(別添 研修・講習計画書(案) 参照)

- (v) ユニットリーダー、介護福祉士、介護支援専門員、認知症介護実践リーダー、胃瘻と喀痰吸引等の事業運営に必須の有資格者の確保に努めます。

※令和6年度においては、ユニットリーダー実地研修1名予定
介護支援専門員更新研修2名予定

・地域交流の活性化

ボランティアの受入再開をします。

民生委員等施設開放日、家族交流日の設置を検討します。

事業内容

・日常生活介護 日常生活支援 健康管理

入居者サービス

①健康管理

- (i) 嘱託医、看護師による健康管理を行います。
- (ii) 歯科医師による歯科診療、歯科衛生士等による口腔ケアを行います。
- (iii) 感染症予防接種、年1回の健康診断(6月予定)を行います。

②栄養管理

- (i) 利用者個々の状態・体調を考慮し、必要な場合は配置医師による療養食等も含め栄養士による適切な献立作成はもとより、調理方法、味付け、盛り付けにも配慮し、栄養のバランスが取れた食事提供を行います。
- (ii) 地産地消に配慮し、季節感のある献立を取り入れます。
- (iii) 嗜好調査を実施し、その評価を分析により入居者が食べたくなる食事を提供します。
- (iv) 嚥下食についても内容の充実など食欲増進と安全面の両立を図ります。
- (v) HACCP に準じて異物等の混入の防止、感染症等に伴い適切な加熱、常に清潔で衛生的なキッチン環境の整備に心がけ、安心安全な食事を提供します。

③機能訓練

兼務の機能訓練指導員(看護職員)と整復師による個人の状態に適した機能回復訓練をおこない身体機能の維持、回復を図ります。

④安全管理

- (i) 年 2 回以上(うち 1 回は夜間想定)の避難訓練の実施のほか、消防署・地元消防団とも密に連携を図り緊急時の対応を万全とします。
- (ii) BCP を作成し、火災・地震・風水害・土砂災害等や各種感染症を想定した訓練をおこない、非常時に備えた体制を確立します。
- (iii) 防災備品、非常食を適正に管理し、消費期限の到来するものは定期的に更新します。

⑤行事、地域交流等

- (i) お花見や買い物を含むドライブ等屋外活動をおこないます。
- (ii) 誕生会、クリスマス会、節分など各ユニットにおいて行事をおこないます。時には複数ユニットで共同実施し、ユニット間の親睦を深めるよう努めます。
- (iii) 地元ボランティア・保育園児の訪問・地域交流活動を継続します。
- (iv) 家族交流会等の実施によりご入居様との交流を図ります。
- (v) 外部理容師による施設内散髪を定期的におこないます。

令和6年度嘱託医・協力病院

令和6年2月1日現在

《嘱託医》

1、内科医

水野内科クリニック

水野圭司 先生 毎週火曜日 午後

水野友貴 先生

2、精神科医

仙南サナトリウム

渡辺吉彦 先生 毎月第四水曜日

3、リハビリテーション担当

柔道整復師

黒木雄大 先生 毎週水曜日

《協力病院》

1、刈田総合病院（白石市）

2、歯科医

広瀬歯科医院

廣瀬清憲 先生 随時

令和 6 年度年間研修計画書

No.	研修名	研修時期	研修場所	参加予定者
1	倫理・マナー研修①	4月	内部研修	みずき職員
2	虐待防止と身体拘束排除に関する研修①	5月	内部研修	みずき職員
3	リスクマネジメント研修①	6月	内部研修	みずき職員
4	感染対策についての研修①	7月	内部研修	みずき職員
5	認知症ケア研修	8月	内部研修	みずき職員
6	急変時対応・医療研修	9月	内部研修	みずき職員
7	ターミナルケアとメンタルケア研修	10月	内部研修	みずき職員
8	感染対策についての研修②	11月	内部研修	みずき職員
9	マナー研修②、プライバシーポリシー	12月	内部研修	みずき職員
10	虐待防止と身体拘束排除に関する研修②	1月	内部研修	みずき職員
11	緊急時・災害対策時の対応に関する研修	2月	内部研修	みずき職員
12	リスクマネジメント研修②	3月	内部研修	みずき職員

令和 6 年 度

軽費老人ホーム ケアハウスやまぶき

事業計画書(案)

基本方針

軽費老人ホーム(ケアハウス)は60歳以上(但し、60歳以上の配偶者と共に利用する者についてはその限りではない)で所得を問わず、自炊生活が出来ない程度の身体状況且つ、家庭環境や住宅事情などの理由により在宅にて生活が困難になられた高齢者が入居する施設の為、その方が在宅からの生活をあまり変えることなく継続していけることを基本とし、自由やプライバシーを尊重しながら支援します。一方、他者との共同生活となり、ともに支えあう共生社会の場の一つとして理解していただき、安心して生活が送れるよう支援していきます。

◎運営方針

1 入居者支援

ケアハウスでは、入居者自身の自主的生活が基本となるため、日頃より入居者個々の状態把握と関係性構築に努め、状況に合わせたサービスの提供や助言、各種機関との情報共有を行うことで、自立した質の高い生活が送れるように努めます。

① 日常生活の自立と支援

- i 入居者自身の責任で生活することを基本に自主性を尊重しながら、各種相談等による支援を進めます。
- ii 入居者の生活が健康で明るいものになるように、必要に応じて助言を行います。また、入居者が自主的に趣味・教養娯楽・交流行事を行う際に必要に応じ支援を行います。季節に合わせた行事や、楽しみとなるような行事を適宜行います。
- iii 施設内外を問わず、入居者の活動の場を広めるように、社会資源を活用しながら地域での新しい生活(生きがい)を模索する支援をします。

② 健康的な生活の推進

- i 入居者個々の疾病等を把握し、適切な健康管理に関する助言を行います。
- ii 活動の機会を提供し身体機能の維持向上に配慮し、フレイルの予防に努めます。
- ii 住民健康診断を積極的に活用し、入居者の疾病の早期発見に努め、健康管理に配慮します。
- iii 突発的な伝染性病原菌(コロナウイルスやインフルエンザなど)等の予防のため、感染対策を継続します。

③ 楽しみのある食生活の実現

- i 委託業者により施設の環境に合わせて美味しい食事の提供に努めます。
- ii 入居者の嗜好等を取り入れながら、管理栄養士の栄養管理に基づいて喜ばれる食事の提供に努めます。
- iii 四季折々に合わせた時節を感じられる飽きのこない、楽しみのある食事の提供に

努めます。

2 職員処遇

職員に対しても入居者の高齢化や様々な生活課題について教育を行い資質向上に努めます。

① 職員の資質の向上

- i 施設内外を問わず、積極的に研修に参加させ、福祉情勢の理解と専門的な知識、技術を修得し、より良い援助技術の均一化を図ります。
- ii 他施設等との交流を図り、情報交換を行うことで、職員の意識改革に努めます。

② 職員処遇

- i 職員の定着率や、仕事に対するモチベーションを高めるために、処遇改善金等の活用し、給与の改善や福利厚生の実施に努めます。

3 施設運営管理

① 防火・防災対策

- i 定期的な防災訓練を実施し、入居者の人命を尊重し安全対策を重視しながら実施することにより、入居者一人一人の防災意識の高揚に努めます。
- ii 併設施設との連携をとることにより、常時の防災体制の確立を図ります。
- iii 消防設備器具や危険物設備等の定期的な点検を実施します。
- iv 災害時の非常食として、併設施設との共同備蓄により、常時三日分を備蓄保管します。

② 施設の社会化

- i 地域にある保健・医療・福祉機関と連携し、個々のニーズにあったサービス提供が出来る体制を整えます。
- ii 地域との交流を積極的に推進し、地域住民の施設への理解を深めてもらいます。また、開かれた施設を目指すことにより、地域に合った福祉を模索しながら望まれる施設の実現に努めます。

③ BCP（事業継続計画）について

- i BCP を作成し、火災・地震・風水害・土砂災害等や各種感染症を想定した訓練を実施し、非常時に備えた体制を確立します。また、災害等発生を想定した地域住民との共同訓練を実施します。

④ 施設、設備整備について

- i 老朽化や地震により屋根、床、壁などの修理等、施設内外の設備の修繕、更新が必要となっており予算化し、適宜修繕、更新工事を実施していきます。

令和6年度
デイサービスセンター茶園
事業計画（案）

社会福祉法人伯和会

デイサービスセンター茶園

運営方針

法人の信条である「奉仕」「博愛」「寛容」を基本とし、ご利用者の人権・人間性を尊重した在宅福祉サービスの目的と意義の実践に徹します。「安心・安全」「自立支援」「快適」といった基本に基づきながら、ご利用者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じた自立した生活が営むことが出来るよう支援するとともに、ご家族の介護負担軽減に寄与できる事業所となることを目指します。

重点目標

- ・ 要支援・要介護者の心身の特性・生活環境・残存機能等を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活が営めるように支援する。
- ・ 職員一人一人が自己啓発目標を掲げ、接遇及び介護技術の能力、質の向上を図る。
- ・ 利用者から「どのように見られ、思われているか」を常に意識してケアを行う。
- ・ ご利用者側の視点に立ちできることを増やすことで、生活意欲が持てるよう支援する。
- ・ 地域関係市町村・地域保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるとともに、より身近な関係者（民生委員、自治会長等）と定期的な運営推進会議を実施する。

事業計画（地域密着型通所介護）

1 基本サービス主要実施概要

① サービス提供時間

・ 9時30分から16時30分の7時間です。

送迎は、状況に合わせてピストンでの2便送迎も実施します。

② 利用定員

・ 18名です。

③ 相談指導

・ 送迎時や電話、連絡帳、茶園便り等を通し、相談や助言を行いません。

④ 健康管理

・ 毎利用時に、表情などの状態確認、血圧、脈拍、体温の測定、月1回の頻度での体重測定を行い、各利用者の健康状態の把握に努めます。

・ 排泄状況・食事摂取量・水分摂取量・精神状態など観察します。

⑤ 機能訓練(レクリエーション)

- ・介護予防の観点からより効果的に心身機能の維持・向上が図れるよう、各利用者の状態及び主体性を重視した内容のレクを実施します。
- ・月1回程度の割合で行事を取り入れ、季節感や社会との繋がりを実感できるようにします。
- ・利用者の趣味や特技を生かした活動を積極的に実践していきます。

⑥ 入浴

- ・身体の清潔保持と精神的な満足感が得られるよう、利用者の身体状況に応じた入浴または清拭を行います。

⑦ 食事

- ・利用者の嗜好並びに状態に応じた食事を提供します。行事の際は、季節に合わせた献立内容を考え、見た目にも楽しめる食事が提供できるようにします。

⑧ 口腔ケア

- ・昼食後に口腔ケアを実施します。また、口腔ケアの重要性について利用者への情報提供と職員の学びの場を作ります。

2、職員の資質向上

- ① 法人内外の会議・研修会等に参加し、福祉・介護に対する知識・技術の向上と、自己覚知からの本質的な資質向上を行います。
- ② 他施設や各方面からの情報収集を行い、各事業所の長所を参考にしてサービスの見直し・向上を図ります。
- ③ 健康診断の実施、また、必要に応じ、産業医との面談を実施し、心身の健康維持に努めます。

3、地域との交流活動

- ① 地域と密接した在宅福祉サービスを図るため地域の習慣や風土を理解し地域の拠点としての福祉サービスのネットワーク作りに努めます。また、地域の方を交えた運営推進会議を年2回実施します。
- ② ボランティアの受け入れ、活用を行い、地域との関係性を構築するよう努めます。
- ③ 幼稚園や学生などとの交流の機会を作り、身近な福祉と思えるようにします。

4、防災、BCP

- ① 伯和会災害マニュアルの周知を行い、災害時の対応、避難方法等について職員、ご利用者が迅速に対応できるよう避難訓練等を行います。
- ② ご利用者、ご家族との緊急時の安否確認や連絡方法等を作成します。
- ③ BCP(事業継続計画)を作成し、火災・地震・風水害・土砂災害等や各種感染症を想定した訓練の実施、地域との共同訓練など、非常時に備えた体制を確立します。
- ④ 感染対策について、職員のスタンダードプリコーションの徹底と、利用者への水際対策の徹底(マスク、検温、消毒)を行い、予防に努めます。

5、年間目標

- ① 地域密着型通所介護の利用定員は1日18名以下と決まっている中、年間稼働率85%以上(1日平均15.3名)を目標とします。新規利用者獲得のため、市内の居宅介護支援事業所への空き情報提供等を行い、介護支援専門員との連携を行います。他事業所との交流や情報交換なども行い地域の状況やニーズの把握に努めます。
- ② 各種加算の見直しを行い、介護報酬が最大限得られるように努めます。
- ③ 登録曜日以外の臨時利用についても、こちら側から利用者、ご家族の要望等を聞いて臨時利用の対応を行って、利用者数の確保に努めます。

6、設備、備品

- ① 浴槽の循環時に使用しているろ過装置が、老朽化してきているため、修理または入れ替えを検討します。
- ② 脱衣場において、男女の仕切りに使う為に、天井から吊るすようなカーテンの設置を検討します。
- ③ 夏場の暑さ対策について、遮光や冷房器具などの設置を検討します。
- ③ 新たなレクや質の向上を図るため、高齢者介護をサポートするレクリエーション情報誌レクリエの年間購読を今年度も継続します。

7、令和6年度行事計画

月	行事	備考	勉強会	研修・見学
4月	お花見会	鯉のぼり制作	介護保険	外部研修は案内書に基づき、計画的に実施する。
5月	手作り昼食会		基礎技術	
6月	音楽会		コミュニケーション・対人援助	
7月	七夕会		認知症	
8月	夏祭り		感染予防	
9月	おはぎ作り		身体拘束・虐待防止	
10月	運動会	福祉まつり作品制作	リスク管理・記録	
11月	芋煮会	カレンダー制作	プライバシー保護	
12月	忘年会		入浴	
1月	新年会		レクリエーション	
2月	節分豆まき	雛飾り制作	食事・嚥下	
3月	ひな祭り		まとめ	

※新型コロナウイルスの感染状況により、内容が変更となることがあります。

※新たなレク等を随時取り入れながら、利用者の満足度を高めるようにします。

※季節に応じた行事を企画し移り変わり等季節感を感じていただけるようにします。

※お花見会実施については、職員の人数と車両の確保を考慮し、他部署との重複を避け開催時期等協議の上、決定します。

令和 6 年度

居宅介護支援センター茶園

事業計画（案）

居宅介護支援センター茶園

居宅介護支援センター茶園

1. 基本理念

「奉仕」「博愛」「寛容」の伯和会信条を基に、ご利用者様・ご家族様のニーズに適切に応え、ご利用者様が今まで暮らしてきた地域で安心して暮らしを継続できるように支援することを基本理念とします。

2. 基本方針

介護保険法及び「茶園」基本理念に基づき、ご利用者様の皆さまが住み慣れた地域において安心して暮らして頂けるよう相談援助に努めていきます。ご利用者様の意向を踏まえ自己決定権を尊重し、個々の有する能力に応じて更なる自立した生活が営んでいけるよう支援していきます。また、自立支援に向けたサービス計画を作成するにあたり各行政機関、医療、福祉サービス、地域包括支援センター、サービス事業所との密接な連携を図り、総合的かつ効果的なサービス提供ができるよう努めていきます。

3. 事業計画

(基本事業)

- (1) ご利用者様から相談を受けて、要介護認定の申請代行を行います。
- (2) 認定後の福祉制度の活用や居宅サービス計画の作成、サービス導入の連絡調整、モニタリング、給付管理業務等を行います。
- (3) 白石市地域包括支援センターから委託を受けて、要支援1・要支援2・事業対象者の介護予防プランを作成します。

(研修計画)

- (1) 法人内部研修会の準備および開催。(毎月)
- (2) 宮城県主催の研修会への参加。(リモート研修を含む)
- (3) 介護支援専門員対象研修への参加。(主任介護支援専門員更新研修)
- (4) 白石市地域包括支援センター主催研修会への参加。(偶数月)

4. 業務内容 (要介護者・要支援者・事業対象者)

- ア. 介護保険の利用申し込み、相談受付
- イ. ご利用者様との契約締結
- ウ. アセスメント
- エ. 介護サービス計画書原案作成
- オ. サービス担当者会議の開催
- カ. 確認・同意を得たプランの交付

- キ. サービス提供における事業所等との連絡調整
- ク. 居宅訪問による状態の把握
- ケ. 利用状況把握・モニタリング
- コ. 評価・再アセスメントによる計画書の見直し
- サ. 適正な給付管理業務・介護報酬の請求
- シ. 特定事業所集中減算の確認（3月・9月）
- ス. 地域包括等からの処遇困難な問題を抱えた方への支援要請受託
- セ. 介護保険施設等への入所相談
- ソ. 他各種相談業務・申請代行等